



2023年5月8日

各 位

上 場 会 社 名 マルハニチロ株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 池見 賢  
(コード番号 1333 東証プライム)  
問合せ先責任者 経営企画部  
部長役 目時 弘幸  
(TEL 03-6833-1195)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（2023年5月8日）開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月27日開催予定の第79期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款規定では、配当基準日（3月31日）における株主の皆様へに配当を行うためには、当該配当基準日から3ヶ月以内に配当の効力発生日を迎えられるよう、株主総会を開催し、決議する必要があるところ、災害や疫病の流行等の不測の事態が原因で、上記の時期に株主総会を開催することが困難であると取締役会が判断した場合に限り、取締役会の決議により当該配当基準日の株主の皆様へに配当を行うことができるよう、現行定款第37条の規定を一部変更するものであります。
- (2) 株主の皆様への利益還元を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定めるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2023年6月27日（予定）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  第37条 当社の<u>期末配当の基準日は、</u>  毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間)  第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(剰余金の配当等)  第37条 当社は、株主総会の決議によ  って、<u>毎年3月31日を基準日として</u>  <u>剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>② <u>前項にかかわらず、災害や疫病の流</u>  <u>行等の不測の事態が発生し、株主総</u>  <u>会の開催が困難と取締役会が判断</u>  <u>した場合には、剰余金の配当等、会</u>  <u>社法第459条第1項第2号ないし第</u>  <u>4号に定める事項については、法令</u>  <u>に別段の定めがある場合を除き、取</u>  <u>締役会の決議によって定めること</u>  <u>ができる。</u></p> <p><u>(中間配当)</u>  第38条 当社は、取締役会の決議によ  って、<u>毎年9月30日を基準日として</u>  <u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)  第39条 (現行どおり)</p>